

一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、スポーツ歯科医学の専門的知識と経験を有する歯科医師を養成するとともに、スポーツ歯科医学の発展と向上を図り、スポーツを愛好する国民の口腔保健と安全に貢献することを目的とする。

第2条 第1条の目的を達成するために、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会（以下、学会）は一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医（以下、認定医）に関する制度を定め、認定医制度の運用に必要な事項を審議する。

第2章 認定医の資格

第3条 認定医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師免許を有し、歯科医師としての人格及び識見を備えている者
- (2) 申請時に引き続き3年以上の学会会員歴を有し、申請時に正会員である者
- (3) 5年以上（卒直後臨床研修を含む）の臨床歯科診療従事経験を有する者
- (4) 学会が別に定める研修カリキュラムを履修した者

第3章 認定医の申請および認定

第4条 認定医の審査を受けようとする者は、認定医審査料を添えて、次の各項に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。認定医審査料は別に定める。

- (1) 認定医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 日本国歯科医師免許証（写）
- (4) 学会年会費納入証明書
- (5) 歯科診療従事経験証明書（様式3）
- (6) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）

第5条 第4条に定める申請書類一式に基づいて、第6章に定める認定委員会が資格審査および試験を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。試験の内容については別に定める。

第6条 認定審査に合格して、認定医登録料を納付した者に対して、認定医資格証を交付する。認定医登録料は別に定める。

第7条 認定医の有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する者は第5章に定める審査を受けなければならない。

第4章 認定医の資格喪失

第8条 認定医は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定委員会の議を経て、理事会の承認により、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出た場合
- (2) 歯科医師免許を喪失した場合
- (3) 学会会員の資格を喪失した場合（準会員・臨時会員への会員資格変更も含む）
- (4) 更新の手続きを行わなかった場合
- (5) 認定医として不適格と認められた場合

第9条 第8条の規定により、認定医の資格を喪失した者であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医を申請することができる。

第5章 認定医の更新

第10条 認定医の更新を希望する者は、認定医更新審査料を添えて、次の各項に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。但し、履歴書（様式2）および日本国歯科医師免許証（写）については、初回申請時と記載事項に変更がない等の場合、その提出を省略することができる。認定医更新審査料は別に定める。

- (1) 認定医更新申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 日本国歯科医師免許証（写）
- (4) 学会年会費納入証明書
- (5) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）

第11条 第10条に定める申請書類一式に基づいて、第6章に定める認定委員会が資格審査を行い、認定

委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。

第6章 認定委員会

- 第12条 第1条の目的達成のために必要な事項を審議する認定委員会を置く。
- 第13条 認定委員の定数は10名以内とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 第14条 委員会に委員長を置き、委員会業務を統括する。
- 第15条 委員会に副委員長を置き、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。
- 第16条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第17条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、認定審査も含め全ての審議事項は出席者の3分の2以上で議決する。
- 第18条 委員会は、必要と認めたとき、委員以外の者の出席を認めることができる。

第7章 経過措置

- 第19条 認定医制度施行年から3年間に於いては、以下の各号の全てを満たす者に限り、認定医の申請を行うことができるものとする。
- (1) 日本国歯科医師免許を有し、歯科医師としての人格及び識見を備えている者
 - (2) 申請時に引き続き10年以上の学会会員である者
 - (3) 10年以上の臨床歯科診療従事経験を有する者
 - (4) スポーツ歯科医学に関する研究発表および論文公表を5回以上有する者
- 第20条 経過措置の期間内に、認定医の審査を受けようとする者は、認定医審査料を添えて、次の各項に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。認定医審査料は別に定める。
- (1) 認定医申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 日本国歯科医師免許証（写）
 - (4) 学会年会費納入証明書
 - (5) 歯科診療従事経験証明書（様式3）
 - (6) 業績目録（様式5、要発表抄録および論文別刷、コピー可）

第8章 補則

- 第21条 認定委員会の決定に関して異議ある者は学会理事長に申し立てることができる。
- 第22条 本則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第23条 本規則の施行について必要な細則は別に定める。それ以外の必要事項は総会の議に従う。

附則

1. 本規則は平成16年9月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
2. 本規則は平成22年7月10日から一部改正する。
3. 本規則は平成23年6月25日から一部改正する。
4. 本規則は平成25年6月29日から一部改正し、平成26年4月1日から適用する。
5. 本規則は平成28年4月1日から一部改正する。